

地方独立行政法人法について

1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

2 制度の基本理念

- (1) 公共性・・・目標による管理と適正な実績評価
- (2) 透明性・・・徹底した情報公開
- (3) 自主性・・・業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化

3 対象業務

- (1) 試験研究
- (2) 大学の設置・管理
- (3) 公営企業に相当する事業 ※公営企業型地方独立行政法人（法 8 1 条）
（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、**病院**）
- (4) 社会福祉事業の経営
（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）
- (5) その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理
（介護老人保健施設 など）

4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立の法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5 役職員の身分等

- (1) 身分
 - ・ 一般地方独立行政法人は、役員・職員は非公務員
 - ・ 特定地方独立行政法人は、役員・職員は公務員

特定地方独立行政法人（役員・職員は公務員）は次のとおり基本的に想定されていない。

（理由）

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」では、地方公営企業について一般（非公務員型）地方独立行政法人への移行を推進するとされていること
- ② これまで病院事業について公務員型地方独立行政法人の設立許可が行われているのは、いわゆる医療観察法（『心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律』）第 16 条に基づく指定入院医療機関の指定を受ける関係上、特定（公務員型）地方独立行政法人であることが必要な場合に限定されていること。

※ 総務省資料「公立病院改革ガイドラインQ&A（改訂版）（平成 20 年 7 月 31 日）」より抜粋

- ・ 理事長・監事は設立団体の長が任命・解任
- ・ その他の役員・職員は理事長が任命・解任

(2) 移行型地方独立行政法人に特有の主な設立手続

- ・ 設立団体の条例で定める職員は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる。
- ・ 権利「公有財産（土地・建物・構築物）、物品（器械備品・車両運搬具・貯蔵品）、債権（無形固定資産・預金・未収金）、基金」は、議決により法人へ承継
- ・ 義務「設立団体が起こした地方債務」は、設立団体に留保（法人が償還財源負担）
- ・ 退職手当について、設立団体での在職期間を原則通算
- ・ 市職員の派遣（最大 10 年間）

6 目標による管理と評価の仕組み

(1) 「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・ 中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・ 中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可
※公営企業型地方独立行政法人の中期計画の認可は議会の議決が必要
- ・ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・ 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・ 設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

(2) 評価組織の設置の義務付け。

法人に関する事務を処理させるため、設立団体に執行機関の附属機関として地方独立行政法人評価委員会を設置

7 財務及び会計

- ・ 原則として企業会計原則（独立採算制）
- ・ 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・ 法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・ 設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行はできない。
- ・ 重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て認可。